

第3号様式(第4条)

許 可 証

鎌倉市指令ご減第20号

東京都町田市鶴間七丁目25番1号

株式会社永野紙興

代表取締役 赤染 マリリン 様

令和7年(2025年)4月23日付けで申請があつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和7年(2025年)8月20日

鎌倉市長 松尾



営業所の所在地及び名称	鎌倉市大船六丁目1番1号 (株)イトーヨーカ堂大船店内 株式会社永野紙興 鎌倉営業所
許可番号	第 6 号
許可業種	☒ 一般廃棄物収集運搬業 (積替・保管除く) ☐ 一般廃棄物収集運搬業 (積替・保管含む) ☐ 一般廃棄物処分業 ☐ 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物の種類	☐ 家庭系一般廃棄物 ☒ 事業系一般廃棄物 ☐ 適正処理困難物 () ☐ 汚泥等
対象事業所	別紙1のとおり
許可期間	令和7年(2025年)7月4日から 令和9年(2027年)7月3日まで
許可条件	別紙2のとおり

注)

- 1 この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。